

大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規
程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団議会の議員の定数やその配分のあり方等について調査、検討、協議を行うため、大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）第116条第1項の規定に基づき設置される議員定数等調査委員会に関し、必要な事項を定めます。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。